

府 令 ・ 省 令

内閣府  
○農林水産省令第一号  
国土交通省

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の一部の施行に伴い、及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十二条第三項の規定に基づき、大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
農林水産大臣 山本 有二  
国土交通大臣 石井 啓一

大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令（平成二十五年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 法第十二条第三項第二号、第三号、第七号、第九号又は第十号に掲げる事項について協議をし、又は同意を得ようとする場合における前項の協議書及び書類は、内閣総理大臣を経由して提出するものとする。	2 法第十二条第三項第一号から第三号まで、第七号又は第九号に掲げる事項について協議をし、又は同意を得ようとする場合における前項の協議書及び書類は、内閣総理大臣を経由して提出するものとする。

附則  
この命令は、公布の日から施行する。

復 興 庁 令 ・ 省 令

復興庁  
○農林水産省令第一号  
国土交通省

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の一部の施行に伴い、及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二十二号）第四十八条第三項の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
農林水産大臣 山本 有二  
国土交通大臣 石井 啓一

東日本大震災復興特別区域法第四十八条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令の一部を改正する命令

東日本大震災復興特別区域法第四十八条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令（平成二十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 法第四十八条第三項第二号、第三号、第七号、第九号又は第十号に掲げる事項について協議をし、又は同意を得ようとする場合における前項の協議書及び書類は、内閣総理大臣を経由して提出するものとする。	2 法第四十八条第三項第一号から第三号まで、第七号又は第九号に掲げる事項について協議をし、又は同意を得ようとする場合における前項の協議書及び書類は、内閣総理大臣を経由して提出するものとする。

附則  
この命令は、公布の日から施行する。

省 令

○法務省令第二十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十六日

法務大臣 金田 勝年

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号の表学歴の項を次のように改める。

学 歴	イ 博士の学位を有していること。	ロ 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有していること（イに該当する場合を除く。）	ハ 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）	ニ 複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること
	三十	二十	十	五

第一条第一項第一号の表特別加算の項を次のように改める。

特別加算

<p>イ 契約機関が中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第一条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であつて、かつイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十二年法律第百三十三号）第二条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして法務大臣が告示するものとして定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）</p>	<p>ロ 契約機関が、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）</p>	<p>ハ 法第七条の二第二項（法第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請（法第六十一条第三項若しくは第四十九条第三項の規程（以下「申請等」という。）の属する事業年度の前事業年度申請等の日（以下「申請等の日」という。）内）において、前事業年度申請等（以下「申請等」という。）においてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）</p>	<p>ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績の項に該当するものを除く。）があること</p>	<p>ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと</p>	<p>ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解していること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）</p>	<p>ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）</p>	<p>チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものがあること</p>	<p>リ 関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと</p>
二十	十	五	五	十	十五	十	十	十

第一条第一項第二号の表特別加算の項を次のように改める。

学歴

<p>又 国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもつて定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあつては、ホに該当する場合を除く。）</p>	<p>イ 博士の学位を有していること</p>	<p>ロ 経営管理に関する専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）</p>	<p>ハ 修士の学位又は専門職学位を有していること（イ又はロに該当する場合を除く。）</p>	<p>ニ 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イからハまでに該当する場合を除く。）</p>	<p>ホ 複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること</p>	<p>イ 契約機関が中小企業者であつて、かつイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること</p>	<p>ロ 契約機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）</p>	<p>ハ 申請等の日の属する事業年度において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること</p>	<p>ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績及び資格の項に該当するものを除く。）があること</p>	<p>ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと</p>	<p>ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解していること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）</p>	<p>ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）</p>	<p>チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものがあること</p>
五	三十	二十五	二十	十	五	二十	十	五	五	十	十五	十	十

第一条第一項第二号の表特別加算の項を次のように改める。

特別加算

<p>イ 契約機関が中小企業者であつて、かつイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること</p>	<p>ロ 契約機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）</p>	<p>ハ 申請等の日の属する事業年度において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること</p>	<p>ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績及び資格の項に該当するものを除く。）があること</p>	<p>ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと</p>	<p>ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解していること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）</p>	<p>ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）</p>	<p>チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものがあること</p>
二十	十	五	五	十	十五	十	十

特別加算	イ 活動機関が中小企業者であつて、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づき認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること(イに該当する場合を除く。)	二十
	ロ 活動機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づき認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること(イに該当する場合を除く。)	十
第一条第一項第二号の表特別加算の項を次のように改める。	ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において活動機関(中小企業者に限る。)に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること	五
	ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること	五
学 歴	ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと	十
	ハ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること	十五
第一条第一項第二号の表学歴の項を次のように改める。	ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること(ホ又はハに該当する場合を除く。)	十
	チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること	十

リ 関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと	十
又 国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもつて定めるものを修了したこと(本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあつては、ホに該当する場合を除く。)	五
ル 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行う場合にあつては、当該事業に自ら一億円以上を投資していること	五

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

**告 示**

○法務省告示第百二十二号  
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令(平成二十六年法務省令第三十七号)第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ、ロ、リ及びヌの規定に基づき、平成二十六年法務省告示第五百七十八号(出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件)の一部を次のように改正する。

法務大臣 金田 勝年  
平成二十九年四月二十六日

本則中「平成二十六年法務省令第三十七号」の下に「以下「高度専門職省令」という。」を加え、本則を第一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二条 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄リの規定に基づき定める大学は、次の各号のいずれかに該当する大学とする。

一 次に掲げる指標(いずれも直近のものに限る。)のうち二以上において上位三位までに掲げられている大学

イ クアアカレリ・シモンズ社(英国)が公表する世界大学ランキング(QS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス)

ロ タイムズ社(英国)が発行するタイムズ・ハイアー・エデュケーション誌において公表される世界大学ランキング(THE・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス)

ハ 上海交通大学(中国)が公表する世界大学学術ランキング(アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ)

ニ 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業(トップ型)において、補助金の交付を受けている大学

三 外務省が実施するイノベティブ・アジア事業において、パートナー校として指定を受けている大学

第三条 高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄ヌの規定に基づき定める研修は、前条第三号に規定するイノベティブ・アジア事業の一環として、研修期間が一年以上のものとする。

別表第一中「別表第二」を「別表第一(第一条関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第一条関係)」に改める。